

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた
試行的事業実施の在り方に関する検討会における
中間取りまとめについて

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた
試行的事業実施の在り方に関する検討会

目次

I はじめに

II 制度の意義等

【①制度の意義について】

1. 基本的な考え方
2. こどもの成長の観点からの意義
3. 保護者にとっての意義
4. 保育者にとっての制度の意義
5. 現行の各制度と比較した場合の意義
6. 人口減少社会における保育所等の多機能化の観点

【②制度の概要について】

1. 制度設計の概要
2. 一時預かり事業との関係

III 試行的事業実施の留意事項

1. 基本的な考え方
2. 試行的事業の全体像
3. 試行的事業実施の留意点
4. 事業実施のイメージ
5. 障害のあるこどもへの対応

IV その他の留意点等

1. 個人情報の取扱いについて
2. 要支援家庭への対応上の留意点
3. 市町村における事業実施に向けた準備・検討
4. こども誰でも通園制度に係るシステムの構築

V 制度の本格実施に向けてさらに整理が必要な事項

VI おわりに

（別紙）「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた
試行的事業実施の在り方に関する検討会」構成員名簿

I はじめに

- 「こども誰でも通園制度（仮称）」については、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、「0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。こうした中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する」こととしている。
また、「具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する」こととしている。
- こうしたことから、本格実施を見据えた試行的事業の実施に向けて、試行的事業実施の在り方について検討し、試行的事業の実施方針を取りまとめるため、こども家庭庁成育局長が学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、自治体に参集を求め、「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会」を令和5年9月21日に立ち上げ、複数回にかけて議論を重ねてきたところ。
- 本検討会での議論を踏まえ、こども誰でも通園制度の意義等や、本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方について、本資料のとおり中間取りまとめを行うこととする。試行的事業の実施に当たっては、各自治体、事業者において、この中間取りまとめを参照いただきたい。
- なお、「こども誰でも通園制度（仮称）」といった用語について、「（仮称）」は省き、「こども誰でも通園制度」とのみ記載する。

Ⅱ 制度の意義等

【①制度の意義について】

1. 基本的な考え方

- こども基本法（令和4年法律第77号）には、全てのこどもの権利を守ることが基本理念として定められており、保育所や認定こども園、幼稚園等（以下「保育所等」）に通っていないこどもを含め、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは、こども基本法の基本理念を反映する意味でも極めて重要である。
- また、子育ての過程の中では「孤立した育児」となることも考えられ、不安や悩みを抱えている家庭は自らSOSを発することが難しいことも考えると、そうした世帯やこどもへの支援をより適切に、きめ細かく行っていくことも、併せて求められている。こどもは保護者だけが育てるのではなく、社会の様々な人が関わり、社会全体で子育てを支えることが望ましい。
- こども誰でも通園制度は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる仕組みとして創設されるものであるが、その意義は、一時預かり事業のように、①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児、②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児を対象に、一時的に預かり、必要な保護を行う（児童福祉法（昭和22年法律164号）の規定より）、いわば「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としているものである。
- 現行の「子どものための教育・保育給付」と異なり、就労要件を問わず、保育所等に通っていないこどもも、保育所等で過ごす機会を保障し、支援していくということは、従来の保育における大きな転換点である。

2. こどもの成長の観点からの意義

- こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、こども誰でも通園制度には以下のような意義がある。
 - ・ 在宅で子育てをする世帯のこどもも、こどもの育ちに適した人的・物的・空間的環境の中で、家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られること
 - ・ こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味が広がり、成長していくことがで

きること

- ・ こどもにとっては、年齢の近いこどもとの関わりは、社会情緒的な発達への効果的な影響など成長発達に資する豊かな経験をもたらすこと
 - ・ こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人からこどもの良いところや育っているところを伝えられる、こどものよさを共感してもらい、保護者自身やこどもへの温かいことばや応援の声をかけられるなど、保護者が「家族以外の人自分たちを気にかけている」と実感できることは、こどもへの接し方が変わるきっかけとなったり、こどもについて新たな気づきを得たり、こどもの出来ていることを伝えてくれることで自信を回復することにもつながり、こどもの育ちや保護者とこどもの関係性にも良い効果があること
- こうしたことを踏まえると、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」というサービスなのではなく、保護者とともにこどもの育ちを支えていくための制度であることを確認しておく必要がある。

3. 保護者にとっての意義

- こども誰でも通園制度の対象となる在宅で子育てをする世帯の保護者は、孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っていることも多く、こうした保護者にとって、こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながるとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながっていく。
- また、保育者からこどもの出来ていることを伝えてもらうことで、自信が回復することや、口頭でのアドバイスに限らず、実際に目の前で育児方法の模範を見ることにより、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えることができ、保護者自身が親として成長していくことにつながると考えられる。
- さらに、こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人との関わりにより、こどもの育ちを共に喜び合えるようになることで、子育ての楽しさを実感できるようになると考えられる。
- そのほか、こども誰でも通園制度の利用により、親子が地域の様々な社会資源につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、こうした社会資源を活用しながら、保護者が主体的に子育てをすることにもつながり得ると考えられる。

4. 保育者にとっての制度の意義

○ 保育者にとってみると、

- ・ これまでの保育と比べた難しさがある一方で、これまで関わることの少なかったこどもや家庭と関わることで、専門性をより地域に広く発揮できること
- ・ 保育所等では普段関わることの少ない、在宅で子育てする保護者とも関わっていくことができ、その保護者に対して家庭だけでは気づかないことを伝えたり、育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、在宅で子育てをする保護者に対しても専門性を発揮することができる

といったことが考えられる。

○ 一方で、

- ・ こども毎に在園時間が異なることを踏まえ、現場の実情に応じた職員体制等のマネジメント、リスク管理、従事者間の情報共有が適切になされることが重要となること
- ・ こどもを理解するには一定の時間がかかるため、こどもの特性等を把握するアセスメント力が求められること
- ・ 保育の実施を目的とする保育所等では、こども誰でも通園制度のこどもを預かることで、保育所等に通っているこども達の保育に支障があってはならないという意識が重要であること

に留意が必要である。

5. 現行の各制度と比較した場合の意義

○ 現行の「子どものための教育・保育給付」では、就労等の保育の必要性がある者を対象としている中、こども誰でも通園制度では、就労要件を問わず在宅で子育てする保護者のこどもを含めた保育所等に通っていないこどもが利用できる。

○ 現在の一時預かりは事業である一方で、こども誰でも通園制度は①給付制度とすることで一定の権利性が生じること、②全国どの自治体でも共通で実施することで、制度利用のアクセスを向上させる意義がある。

○ 一時預かり事業では、利用者が事業者に直接利用を申し込むことが基本であるが、こども誰でも通園制度では、認定の申請をする人とならない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかを自治体が把握することができ、支援が必要な家庭の把握などにつなげていくことができる。こども誰でも通園制度の趣旨は、いわば、ポピュレーションアプローチであるとともに、ハイリスクアプローチも含まれるものである。

6. 人口減少社会における保育所等の多機能化の観点

- 人口減少社会が到来する中で、保育所等を取り巻く環境も大きく変化している。保育ニーズへの対応は今後も重要であるが、一方で、人口減少社会における保育所等の在り方も考えておくことが必要である。
- 地域の中で、こどもが集まる場は賑わいの中心になり得る点で、地域の活力の源である。保育の場は、保育の必要性のあるこどもに対して保育を行う場であるが、保育の必要性のあるこどもだけではなく地域に暮らす全てのこども達の育ちの拠点として取組を広げている園も多い。人口減少が進む今後は、保育所等は、より一層、地域の子育て家庭のよりどころとして、地域のこどもの育ちの拠点になっていくことが期待される。
- このことは、令和3年の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」においても「保育所等の多機能化」という方向性が示されており、こども家庭庁でも、保育所と児童発達支援事業所等とのインクルーシブ保育の推進や、地域子育て相談機関（いわゆる「かかりつけ相談機関」）の創設、保育所等における子ども食堂の取組など、「保育所等の多機能化」に資する様々な施策が進められている。
- こども誰でも通園制度も、保育所等の多機能化の大きな柱の一つとして位置付けられる。

【②制度の概要について】

1. 制度設計の概要

- こども誰でも通園制度の制度設計については、子ども・子育て支援等分科会において議論され、以下とされている（こども家庭審議会子ども・子育て支援等分科会における議論の整理について（令和5年12月21日）より）。

<制度改正の方向性>

- そこで、以下のような改正を行う。
- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、子ども・子育て支援法上に新たに「〇〇給付」を創設する。
(参考) 市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給することとする。利用者負担は事業者が徴収。
- 利用対象者について、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、子ども・子育て支援法上に居住する市町村による認定の仕組みを設けることとする。
(※) 0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのかということに十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 利用者は、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定（児童福祉法上の認可、子ども・子育て支援法上の確認）の仕組みを設けることとする。
 - ① 本制度を指す事業として、児童福祉法上に「〇〇事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業者として、子ども・子育て支援法上、市町村が確認
- 市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。
 - ① 認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等（児童福祉法）
 - ② 「〇〇給付」の支給に係る事業所への指導監査、勧告、命令等（子ども・子育て支援法）
- 市町村は子ども・子育て支援事業計画において、こども誰でも通園制度に関する必要定員総数や量の見込み等を定めることとする（子ども・子育て支援法）。
- 市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業者との直接契約で行うこととする。
- その他、円滑な利用や運用の効率化を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を持つシステムを構築する。

<今後の留意点や検討事項>

こども家庭庁は上記の方向で制度改正を進めつつ、分科会においては下記の意見があったことから、こども家庭庁はこうした意見を踏まえ、法制化及び制度の運用に関する検討を進めるべきである。

- 利用対象者について、①こどもの虐待死の約半数は0歳児であることを踏まえ、0歳6か月までのこどもも利用できるような制度設計とすべき、②虐待死は0日・0か月児が多く、虐待死を防ぐためには出産前と出産直後から支援がセットで実施されることが必須であり、この点は伴走型相談支援事業等による面談があること、安全配慮上の課題等を考慮して検討すべきであり、こども誰でも通園制度は実行可能な制度設計からスタートさせることが重要であること、初めて作られる制度であるということ、乳児院等が担っている中でかえってこどもを傷つけるようなことはあってはならないことといったことを踏まえ、0歳6か月までの子どもの受け入れについては慎重に考えるべき
- 0歳～2歳児の年齢ごとの関わり方と留意点について、保育所保育指針等の記載も踏まえた内容となるよう検討すべき
- 保育士が不足している状況を踏まえ、保育士の労働条件の改善や、地域における保育人材の確保体制の充実・強化に向けた対応を検討すべき
- 職員配置について、保育の質の確保や専門性をしっかりと発揮できるような形とすべき
- 制度の施行に当たっては、隠れ待機児童も含め、待機児童が解消できていない市町村もある現状などを含め、地域の事情を踏まえた制度設計とすべき
- こども・子育て政策の強化を担う保育士をはじめとした人材について、地方部において大変不足しており、その確保及び育成に対する支援を充実・強化すること、現場の意見を十分に踏まえるとともに、市町村が準備期間を確保できるよう、実施に係るスキーム等を早期に示すべき
- 利用可能枠について、市町村が実情に応じて柔軟にできるような形とすべき
- 利用が限られる地域では、制度を必要とする方がなるべく優先利用できるような制度設計とすることが望ましいのではないかと
- 保育所、家庭的保育事業、幼稚園をはじめとした様々な事業者が参画しそれぞれの特性を発揮できるような形とし、そのために必要な人件費等の補助をしっかりと講じるとともに、実施を希望する事業者が基準を満たしている場合には実施できるような仕組みとすべき
- こども誰でも通園制度の利用に不安を感じるこどもや家庭に対して、制度の利用開始時期に家庭的保育事業の本領が発揮できる。具体的にはこども自身が自分の家以外の環境を知る・経験をすること、保護者以外の大人、保育者に出会い関わること、自分以外のこどもと関わることを主たる目的にして、大きな保育所等への通園につ

なげるといふ観点で、こどもが安心して過ごすことができる環境が家庭的保育事業にあるのではないか

- 事業者の指定について、既に類似した事業を実施している保育所等であれば指定は簡易な形にするなど、市町村の事務負担に考慮すべき
- 利用者と事業者との直接契約について、スムーズに契約できるようにすること、トラブルが生じた場合の対応を検討すべき
- システムの構築に当たっては、他の事業のシステムとの関係も整理すべき
- 一時預かり事業とこども誰でも通園制度の違いについて、保育現場での理解がなかなか深まっていない現状があり、例えばこども誰でも通園制度の利用時間を超えて利用した場合に、上乘せとして一時預かり事業で対応してよいかなど、具体的な運用方法などを整理の上、情報提供すべき
- 制度の意義や目的、理由など、こども誰でも通園制度の基本的な考え方について、事業者や自治体の方に理解してもらえよう、表現の仕方を工夫することを含め、本制度の実施に向けて、本制度の不安解消を図るべき
- 親子通園について、慣れるまでの間にかかわらず、保護者側の状況に応じて親子通園の対象とすべき
- 障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点から、こども誰でも通園制度に、居宅訪問型の事業形態を含めるべき
- こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度だけでなく、地域に多様な子育て支援サービスを整えて、重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすべき

○ また、施行時期については、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において、「具体的には、2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する」こととしている。

（参考） こども未来戦略会議（第8回 令和5年12月11日）参考資料1「こども未来戦略方針の具体化に向けた検討について」において、「人材確保などの課題があり、令和8年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）」としている。

2. 一時預かり事業との関係

- 一時預かり事業は、こども誰でも通園制度と異なり、利用者は保育所等に通っていないこどもだけではなく、日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合などにおいて、保育所等で乳児又は幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業であるため、こども誰でも通園制度が創設されたとしても、引き続き現行の事業を継続させる必要がある。
- 一時預かり事業とこども誰でも通園制度を比較すると次表のとおりであり、共通する点も多いが、位置づけ、実施自治体、事業の目的や内容、利用時間などでは異なる。
- こども誰でも通園制度の本格実施に当たっては、各自治体で、その実情に合わせ一時預かり事業等を組み合わせて実施することを可能とする必要がある。

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度（仮称）として想定している仕組み
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業の一つ）	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付（名称は精査中）」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業（児童福祉法第6条の3第7項）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付（こども未来戦略方針より）
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収することを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定（制度改正の中で検討）
契約・予約方法 ※初めて利用する施設においては事前の登録が必要であることを前提とする。	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定

Ⅲ 試行的事業実施の留意事項

1. 基本的な考え方

- Ⅲでは、Ⅱで示したこども誰でも通園制度の意義等を踏まえた上で、試行的事業実施の留意点について整理する。
- 試行的事業において、市町村や事業者における実施方法や運営上の課題、創意工夫などの実例を収集し、運営の在り方についてさらに検討・整理を深めていくとともに、好事例については横展開を図っていくことが必要である。
- 試行的事業を通じて、こども誰でも通園制度に対する理解促進と不安の解消を図るため、こども家庭庁においては、自治体や事業者団体と協力し、事業を実施している自治体や事業者を集めた説明会や意見交換会を積極的に開催していくべきである。
- また、試行的事業実施に当たっては、制度理解の促進を図るため、制度を利用する保護者への丁寧な説明・周知していくことが必要である。

2. 試行的事業の全体像

- こども誰でも通園制度については、令和5年度総合経済対策において、「全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。」とされている。
- こども家庭庁においては、試行的事業について、以下のような事業実施の枠組みとしている。
 - ・ 自治体における提供体制の整備を促すため、実施自治体数は拡充した上で、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた実施が可能となる形とすること（※）
 - （※）令和5年度のモデル事業では、こどもや保護者への効果の検証に重点が置かれており、施設毎に補助基準額を設定していた。
 - ・ 補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うこと
- こども家庭庁において、試行的事業の補助基準上一人当たり「月10時間」を上限とする考え方は以下のとおりである。
 - ・ こども誰でも通園制度は、こどもが、初めて地域の身近な場所に出て行き、家族以外の人と関わる機会を得ることができることや、こどもの育ちや生活、遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場で、同じ年頃のこども達が触れ合い、家庭とは異なる経験や家庭だけでは得られにくい様々な経験を

られるといったことが考えられる。

また、乳幼児期においては、安全が守られ、安心して過ごすことができる環境のもと、周囲の人やものとの相互的な関わりを通して、心身の健やかな成長・発達が図られることが重要である。とりわけ、身近な人との応答的な関わりの中で、その後の発達の土台ともなる自己肯定感や他者への信頼感などが育まれていくことが大切である。

こども達が、地域の中で家族以外の人々に見守られながら触れ合ったり一緒に遊んだりする機会を得られにくくなっている今日、こども誰でも通園制度を創設し、こどもに関する専門的な理解を持つ人がいる場において、年齢の近いこども同士が触れ合いや関わりの機会を得ることを、こども一人につき「月 10 時間」、「年 120 時間」保障することは、こどもの慣れた場であること、こどもの育ちに適した人的・物的・空間的環境の中であり、質が確保されていることを前提とすれば、こどもの心身の健やかな成長・発達に資する豊かな経験をもたらすことにつながるということが期待される点で、大きな意義があること。

- ・ 「月 10 時間」は、試行的事業の補助基準上の上限であるものの、試行的事業が本格実施を見据えた形で実施されるものであることから、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えながら設定する必要があるとあり、都市部を含め全国の自治体において提供体制を確保する必要があること。
- ・ 「月 10 時間」は、1 日中利用するとすれば月 1 回、1 日 2 時間利用するとすれば毎週利用できる、というイメージとなる。こうした利用は、慣れるのに時間がかかるこどもの場合にどのように対応すべきか、という点に十分に配慮すれば（後述）、前述のとおり、こどもにとっては、毎月一定時間、地域に出て行って家族以外の人と関わる機会が得られ、専門的な理解を持つ人がいる場で同じ年頃のこども達が触れ合いながら家庭では得られない様々な経験ができるといった点により、十分に効果が期待されること。
- ・ 現在の一時預かり事業は、年間の利用日数は平均で 3 日程度（月 1～2 時間程度に相当。年間延べ利用人数（令和元年度約 521 万人）を 0～2 歳で保育所等に通っていないこどもの数（令和元年度 182 万人）で単純に割って得た日数は、2.86 日）の利用であり、就労などで長時間利用している人もいることを考慮すると、「月 10 時間」は、一時預かり事業よりも相当程度多く利用できることになること。

という点がある。

- 試行的事業における人員配置については、令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とする。

現行の一時預かり事業の基準

- ①一般型においては、
 - ☞乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1/2以上。
 - ☞保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修または、家庭的保育者基礎研修と同等の研修）を修了した者。
 - ☞保育従事者の数は2人を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。
 - ☞1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。

- ②余裕活用型においては、
 - ☞「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準等を遵守。
 - ☞クラス定員に対する人員配置で対応が可能。

※障害児を受け入れる事業所では、職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、補助基準上の加算がある。

3. 試行的事業実施の留意点

①共通事項

- まず、「こどもの安全」が確保されることが大前提であるため、
 - ・ アレルギーなど、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は、どの事業者を利用する場合でも事前に把握できるようにすること
 - ・ 0～2歳児を受け入れたことがない事業所で低年齢児を受け入れるに当たっては、受け入れ可能かどうか、より厳格な確認を行うこと
 - ・ 食事については、特に離乳食の必要も考えると、提供を必須とはせず持参方式も認めるべきであることといったことが求められる。
- こども誰でも通園制度を実施していく上では、慣れるまでに時間がかかるこどもに対してどのようにフォローしていくかという観点は非常に重要であり、「親子通園」は慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効であり、また、利用が初めての場合は初回に「親子通園」を取り入れることで親子の様子を見ることができ、親子通園の機会を利用して、事前面談の際に必要な情報の収集や、様子の確認をおこなうことができるという観点からも、親子にとっても保育者にとっても安心につながることから、可能とすべきである。他方、こども、保護者にとって親子通園が長期間続く状態になったりしないようにすることや親子通園が利用の条件となったりしないように留意が必要である。
- こども誰でも通園制度の実践の際には、こどもの情緒の安定を図り、その心の成長に寄り添いながら、こどもの発達過程に応じ、こどもの主体性を大切にしていくことが重要であり、特定のスキル等を身につけることを目的とした早期教育の場の形とすることは望ましくない。

②年齢ごとの関わり方の特徴と留意点

【0歳児の関わり方の特徴と留意点】

- ・ 短期間での成長・発達が特に著しく、会うたびに変化や育ちの様子が見られる楽しさや喜びがある。
- ・ 人見知りや後追いの激しいこどももあり、特に保護者と離れることへの不安が強いこどもへの対応が必要。
- ・ 体調や生活リズムに合わせた支援が重要で、調乳や抱っこなど、乳児の身の回りの世話に関する実践的な知識・技術が必要。
- ・ 注意すべき点として、午睡時や食事時の誤飲などによる窒息事故の防止、身体機能の未熟さによる転倒事故などへの注意、生後6ヶ月以降に感染症にかかりやすくなることを踏まえた感染対策、SIDS（乳幼児突然死症候群）対策、など。
- ・ 配慮すべき点として、特定の保育者との安心できる関係づくりを重視した体制、生理的欲求に応じた受容的・応答的な対応、月齢に即し、個人差に応じた離乳食の提供・アレルギーへの対応、手指の発達に適した玩具の用意、午睡や授乳、排泄を含めた生活リズムの把握と対応、こどもからの発声や喃語などの発語に対する対応、抱っこを含めたスキンシップの重要性、など。

【1歳児の関わり方の特徴と留意点】

- ・ 歩けるようになったり、簡単な言葉を話しはじめる時期であり、こどもとのコミュニケーションの楽しさがある。
- ・ ものの取り扱いなどをめぐるかみつきなど、こども同士のトラブルに注意が必要。
- ・ 行動範囲が広がり探索活動が活発になるため、安全に十分留意した上で、存分に遊べる環境を整えることが重要。
- ・ 注意すべき点として、午睡時や食事時の誤飲等による窒息事故の防止、危険認知能力などの未熟さによる転倒事故などへの注意、食事の好みや偏りなどへの対応、など。
- ・ 配慮すべき点として、模倣などを通し他児の関心の芽生えと仲立ち、周囲の環境への気づき、探索を通した主体的な遊びの経験、午睡・食事・清潔・トイレトレーニングなどの生活習慣における家庭との連携と対応、玩具や絵本などとの出会い、見通しを持つことの難しさや自我の芽生えや自己主張に対する柔軟な対応、など。

【2歳児の関わり方の特徴と留意点の例】

- ・ 行動や自己表現の幅が広がる時期であり、心身の成長・発達の実感が得られ

る。

- ・ 「イヤ」「じぶんで」と自己主張が強くなるが、思うようにいかないことや甘えたいときもあるため、こどもの様子に応じた柔軟な対応が必要。
- ・ 大人にとってはこれまでよりも扱いにくさを感じる場面が増えてくる時期のため、保護者も戸惑いやストレスを抱えやすいことから、職員はそうした保護者への配慮が必要。
- ・ 注意すべき点として、行動範囲の拡大や危険認知能力などの未熟さによる事故への注意、かみつき・ひっかきなどのこども同士のいざこざへの対応、など。
- ・ 配慮すべき点として、こども同士の関わりの育ち、午睡・食事・清潔・トイレトレーニングなどの生活習慣における家庭との連携と対応、食事の好みや偏りなどへの対応、遊びの好みや傾向への環境的配慮、心身の発達の把握と対応、ごっこやみたて遊びの広がりや物的環境への配慮、など。

4. 事業実施のイメージ

【利用方法（定期利用・自由利用）】

- 利用の方法として、定期利用・自由利用といった方法が考えられる。両者のそれぞれの特徴や留意点は以下の通り。

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) ・ 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	(例) ・ 利用前月の一定日より翌月分の予約 ・ 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	・ 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい ・ こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる	・ こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能 ・ 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる
留意点	・ 特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用しづらい ・ 施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受け入れが困難	・ 利用の都度予約する手間がかかる ・ 施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい ・ 慣れるのに時間がかかるこどもがいる

- 定期利用においては、継続した利用を行うことによって、こどもが場や人に慣れ、次第に保育者とこどもの関係が構築されると考えられる。また保護者との関係構築においても、継続した関わりを行うことにより見通しをもって接することができ、支援が必要な場合においては効果的であると考えられる。さらに、事業者としては体制構築において見通しを立てやすく、保育者確保がしやすい状況になると言える。

一方、自由利用においては、こどもの状況や保護者のニーズに合わせることによる柔軟な対応が可能となる。

- こども誰でも通園制度の利用に当たっては、例えば、
 - ・ こどもが慣れたり、こどもに合う事業所を見つけるまでの間は、自由利用

の形で複数の事業所を利用しながら、少しずつ定期利用する事業所を決めていく方法や、

- ・ 定期利用する事業者を2, 3か所決めて利用する方法
- 等、こどもの状況等によって、定期利用と自由利用を組み合わせるなど、柔軟な利用方法も考えられる。

- また、地域によっても様々な状況があると考えられるため、自治体や事業者において利用方法を選択したり、組み合わせで実施するかなどが可能となる仕組みづくりが必要である。

【実施方法（一般型（在園児と合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用品）】

- 事業者の実施体制や特長などを踏まえ、一般型、余裕活用品といった方法が考えられる。

実施方法についても、実施する事業者による創意工夫など、多様な実践のカタチがあることが望ましく、試行的事業において好事例の収集と横展開が図られると良い。

	一般型（在園児と合同）	一般型（専用室独立実施型）	余裕活用品
考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・ 専用スペースは設けず、在園児と合同 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・ 在園児とは別の専用スペースは設ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受入れる方法 ・ 基本的に在園児と合同
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが在園児と関わる機会が多い ・ 実質的に、こども誰でも通園制度の職員と、保育所等の職員が合同で対応することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども誰でも通園制度を利用することもに合わせた環境を確保することができる ・ 専任の職員の下で対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが在園児と関わる機会が多い ・ 定員の範囲内で受け入れるため、職員確保が一般型と比べて容易
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か ・ こども誰でも通園制度を利用することもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが在園児と関わる機会が少ない ・ こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員の相互交流が無くなる懸念がある。振り返りなどを合同で行うなどの工夫が必要ではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か ・ こども誰でも通園制度を利用することもと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意 ・ 時期によって受入枠が減っていくことが想定されるため、同じこどもが継続して利用することが難しい場合がある

【施設・事業類型ごとの事業実施イメージ】

- 利用方法（定期利用、自由利用）や実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施）、余裕活用型）の組み合わせ方について、以下の6通りが考えられる。

①一般型（在園児と合同）×定期利用中心	②一般型（在園児と合同）×自由利用中心
③一般型（専用室独立実施型）×定期利用中心	④一般型（専用室独立実施型）×自由利用中心
⑤余裕活用型×定期利用中心	⑥余裕活用型×自由利用中心

- 実施する施設・事業類型それぞれの特性を踏まえた事業実施のイメージは下記のとおり。

	保育所・認定こども園	小規模保育事業
利用・実施方法	・ ①～⑥いずれも考えられるのではないかな。	・ ①～⑥いずれも考えられるのではないかな。
	家庭的保育事業	幼稚園
利用・実施方法	・ 3～5人の少人数の規模であるため、在園児と合同で行う方法（①、②、⑤、⑥）が馴染みやすいのではないかな。	・ ①～⑥いずれも考えられるのではないかな。
	地域子育て支援拠点事業	
利用・実施方法	・ 保護者が利用しやすい自由利用（②、④、⑥）が馴染みやすいのではないかな。	

5. 障害のあるこどもへの対応

- こども誰でも通園制度は、障害の有無にかかわらず、全ての保育所等に通っていないこどもとその家庭への支援の強化を目的としている。
- こうしたことから、障害のあるこどもも障害のないこどもも、こども誰でも通園制度を利用できるように提供体制を整備していく必要がある。
- 児童発達支援センターや児童発達支援事業所では、障害のあるこども一人一人の特性に合わせたオーダーメイドの支援を行っており、また、こどもだけでなく保護者への支援も担っているところ、こうした専門性をこども誰でも

通園制度においても幅広く発揮してもらおうべく、事業を実施してもらうことも有効である。

- 逆に、児童発達支援センター等において、こども誰でも通園制度を実施するに当たっては、インクルージョンの観点から、障害のあるこどもや発達が気になるこどもだけでなく、障害のないこどもも含めて受け入れることも考えられる。その他、障害のあるこどものきょうだい児などが安心して利用できることにもつながる。

IV その他の留意点等

IVについては、制度の本格実施に向けて特に整理していく内容だが、試行的事業を実施する中でも、各自治体、事業者に留意をしていただきたい点を整理している。試行的事業の状況も踏まえながら、引き続き整理が必要である。

1. 個人情報の取扱いについて

○ こども誰でも通園制度の実施に当たっては、Ⅲの3①のとおり、アレルギーなど、こどもの安全を確保するために必要不可欠な情報は事前に把握できるようにしていくことが重要である。

○ こうしたことから、

- ・ 利用者が入力する個人情報について、利用者の同意に基づき、当該情報を予約先事業所に共有すること
- ・ こどもに係る日々の記録について、利用者の同意に基づき、事業所が作成した情報を市町村及び利用事業所に共有すること

が考えられるが、その際の個人情報の取扱いについて、下記のとおり整理されると考えられる。

①利用者が入力する個人情報について、利用者の同意に基づき、当該情報を予約先事業所に共有することについて

○ 現行の一時預かり事業においては、事業所がこどもを初めて預かる際、こどもの状況を把握し安全に預かるために、事前に以下のような情報を登録様式や面談によって保護者から取得している。

家族の状況	緊急連絡先	続柄	生年月日	同居・別居の別	就労・就学先	送迎者
こどもの状況 (障害に係る 情報を含む)	出生歴	アレルギー	病歴	健康状態	託児経験	生活リズム
	発達の状況	食事の状況	排泄の状況	好きなあそび	かかりつけ医	予防接種状況

○ こども誰でも通園制度においては、利用者が複数の事業所を同時期に利用することが想定されることから、利用者が上記個人情報を複数回入力する必要がないよう、利用者がシステムの登録時に上記個人情報を統一のフォーマットに入力し、事業所の初回の予約の際に、都度利用者の同意に基づき予約先の事業所に提供することで、各事業所が必要とする基礎情報を共有できる仕

組みとすることが必要。システム上で登録する項目をある程度絞ることで、利用者の入力負担が過大にならないよう配慮する必要があることに留意。

- また、利用者が事業所に情報を提供する都度、システム上で、利用者に最新の情報がどうかの確認を求める仕組みとすることが必要。
- 各事業所において独自に必要なとする詳細な情報については、利用前の面談や親子通園時に取得するものとするのが考えられる。
- 利用者から、システム上で情報が共有されない場合は、事業所毎に、利用前の面談や親子通園時にこどもの状況等の情報をよく確認する必要があることに留意が必要。

②こどもに係る日々の記録について、利用者の同意に基づき、事業所が作成した情報を市町村及び利用事業所に共有することについて

- こども誰でも通園制度では、通常の保育と比べると少ない時間の関わりとなること、また、同時期に複数の事業所を利用することが想定されることから、こども一人一人の特性・特徴について、時間をかけて把握・理解して関わっていくことや、こどもの育ちを連続的に捉えることに難しさがある。
- そのため、住所地の市町村及び当該こどもが利用する事業所が、こどもの日々の体調や好きな遊び、関わり方の留意点などの記録を共有できることが望ましいと考えられる。
- 例えば、利用対象者の認定の際に、事業者がこどもの日々の記録を作成し住所地の市町村及び利用する事業者間で共有することについて、利用者の同意を得た上で、作成した記録を共有することが考えられる。
- 記録の作成及び共有は、こども家庭庁において構築するシステム上で行うことも検討すべきである。
- また、こどもに係る日々の記録については、日々の記録の事業所等への共有によって、制度の利用を躊躇させることにならないように留意が必要であることを踏まえ、検討すべきである。

2. 要支援家庭への対応上の留意点

- こども誰でも通園制度の創設により、多くの保育所等に通っていないこどもが通ってくることから、これまで把握が困難であった保育所等に通っていないこどもについて、児童虐待の未然防止や要支援児の早期発見に結び付けていくきっかけとなることが考えられる。
- こども誰でも通園制度を実施する事業者には、「利用者支援事業」や「地域子育て相談機関」を積極的に組み合わせて実施いただき、地域における相談支援機能を担っていただくことが期待される。
- 支援が必要なこどもに早期に気づき、適切な支援に結び付けていくことができるよう、市町村、こども誰でも通園制度の事業実施者それぞれにおいて、下記のようなアプローチが必要である。

【市町村における保護者へのアプローチ】

- こども誰でも通園制度を知らない保護者に対して、関係機関と連携しながら、利用を促進していくことが重要。
 - また、こども誰でも通園制度では、市町村において利用対象者を認定する仕組みとすることで、利用対象者であるが認定の申請をする人としめない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかを市町村は把握することができる。
 - こうしたことから、市町村は、下記のような対応が考えられる。
 - ① まず、制度を知らない段階からのアプローチとして、例えば、伴走型相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業といった事業の中で、全ての保護者に対してこども誰でも通園制度について周知すること（できれば、その場で認定申請を行うように案内する）
 - ② 伴走型相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業の中で、支援が必要と考えられるこども、保護者を把握した場合には支援策を検討し、こども誰でも通園制度の必要性が認められるときは、積極的につなげていくこと
 - ③ こども誰でも通園制度の担当部署では、対象となるこどもの申請状況を随時確認した上で、その情報を要支援家庭の支援を行っている部署と共有し、要支援家庭の支援を行っている部署で把握している気になる世帯が申請をしていない場合には、いずれかの部署からこども誰でも通園制度の申請を改めて働きかけること
- その際、認定申請されない家庭に対して、地域子育て支援拠点事業など、保護者が利用しやすい事業の案内を行うなど、少しずつ家庭との関わりを深めていきながら、こども誰でも通園制度の利用にもつなげていくことも有効であり、認定されているものの、あまり利用していない家庭に対しても同様の対応が考えられること

- ④ 支援が必要な家庭はこども誰でも通園制度のような一般的な制度である方が利用しやすい面もあるため、要支援家庭の支援を行っている部署から、こども誰でも通園制度の担当部署に対して、気になるこどもや家庭の申請状況や利用状況を確認することも考えられること
- ⑤ 利用をしていても様々な事業所を転々としているような家庭が、支援が必要な家庭であることもありうることから、こども誰でも通園制度の担当部署から、こども誰でも通園制度の事業者にも保護者やこどもの様子を聞いてみるなどした上で、要支援家庭の支援を行っている部署とも連携して、状況をフォローしていくこと

【事業実施者における気になるこども・保護者を把握した場合のアプローチ】

- こども誰でも通園制度を実施する事業者において、こどもに不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、虐待が疑われる言動、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、躊躇なく直ちに市町村やこども家庭センターに情報提供すること、児童相談所に通告することが求められる。
- 上記にあてはまらないものの、気になるこども・気になる保護者を把握した場合には、虐待を疑っていることを感じさせるような否定的な対応をすると利用をやめてしまうこともありうることから、保護者との関係性に留意しながら、こどもや保護者の様子について市町村やこども家庭センターと情報の共有、連携をしながら、保護者との信頼関係構築に努めつつ、家庭の子育てにおける困難や課題の把握をし、記録に残し、定期的な報告をする時に経緯が説明できるようにしておくことが重要である。
- なお、こうした支援を必要とする虐待が疑われるこども等を把握した場合の対応については、「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（令和5年8月4日付けこども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長通知）に基づき、適切に対応する必要がある。
- また、保育所と併設している事業所では保育所の園長や主任保育士に相談してみることや、子育て支援センターや地域子育て相談機関も併設している事業所ではそれらの機関と連携して保護者が心配事を話せる機会を勧めてみるなど、保護者との信頼関係づくりなどが重要である。
- その上で、事業所や併設する保育所等のみでこどもや家庭を支援することが難しいと判断した場合には、速やかに市町村やこども家庭センター、地域子育て相談機関、保健所などへ情報共有を行い、必要な対応について相談を行うことが重要である。

- 更に、市町村やこども家庭センター、地域子育て相談機関を通じて、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携を行うことや、その要支援家庭に必要な支援へ結び付けていくことが重要である。
- こうした際の情報の取り扱いが適切に行われるよう、共有の範囲や方法等について、市町村、事業者や関係機関などの関係者間で認識の共有を図ることが必要である。
- なお、事業所での要支援家庭に係る記録の作成及び記録を作成した事業所から市町村への共有は、システム上で行うことも検討すべきである。
- また、こども誰でも通園制度に係るシステムの導入により、こども誰でも通園制度の担当部署と要支援家庭の支援を行っている部署との間で認定申請の有無や利用の程度などの情報共有が容易となり、双方の連携が取りやすくなると考えられる。
- こどもや保護者の様子から市町村において当該こどもが要支援児童、要保護児童であると判断された場合には、要保護児童対策地域協議会の構成員の範囲において、記録等の個人情報の共有が可能となる。

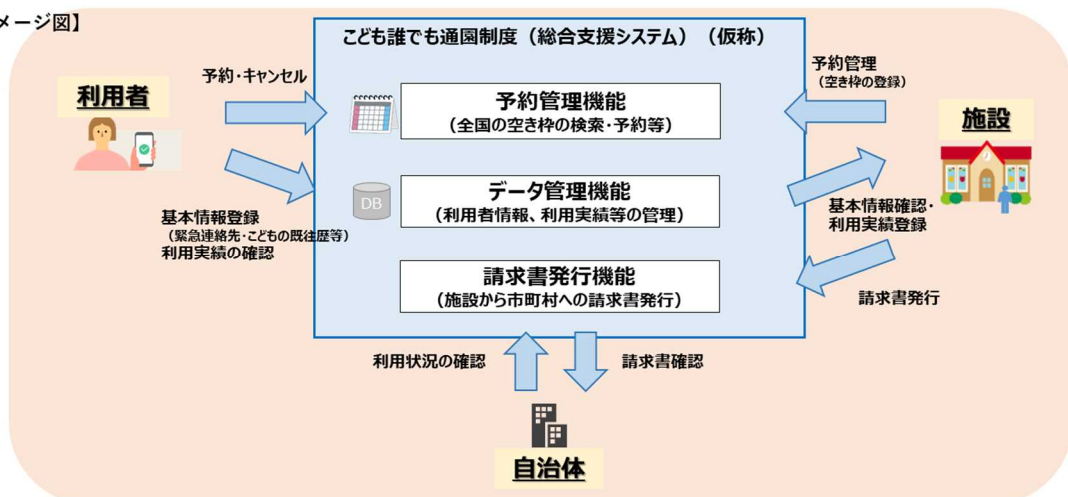
3. 市町村における事業実施に向けた準備・検討

- 市町村は、将来的な給付化も見据え、地域におけるこども誰でも通園制度の事業実施の提供可能量を把握した上で、計画的な提供体制の整備を行っていただく必要がある。
- 具体的には、各市町村において、0歳6か月～2歳の保育所等に通っていないこどもの数から、受け入れに必要な定員数を算出し、必要整備量の見込みの把握を行っていただく必要がある。
また、各市町村において、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所、地域子育て支援拠点事業所等でこども誰でも通園制度を実施することを想定し、地域でどのように提供体制を整備していくのか検討を開始いただく必要がある。
- その上で、きめ細かなニーズに対応できるよう、現行の子育て支援事業や一時預かり事業、市町村独自のこどもの受入れ等に関する事業との関係など、地域の実情を踏まえた各事業の展開を行う必要がある。

4. こども誰でも通園制度に係るシステムの構築

- こども家庭庁においては、こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、全国全ての自治体で実施するものであることから国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとることが基本と考えている。
- 具体的には、①利用者が簡単に予約できること（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）、③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）の3つの機能を実現できるシステムの構築を検討する。
- 令和5年補正予算において、こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築に係る経費を措置し、こども家庭庁において執行することとしており、令和7年度からの運用を目指し、令和5年度中に仕様書を作成する。

【イメージ図】



V 制度の本格実施に向けてさらに整理が必要な事項

- 制度の本格実施に向けて、さらに整理が必要と考えられる事項を下記のとおり整理している。

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）においては、「具体的には、2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施できるよう、所要の法案を次期通常国会に提出する。2025年度からの制度化に向けて、2023年度から本格実施を見据えた試行的事業の開始を可能とすることとし、2024年度も含めた試行的事業の実施状況を踏まえつつ、制度実施の在り方について検討を深める」こととしており、こども家庭庁においては、試行的事業の実施状況を踏まえつつ、下記の事項を中心に、2025年度からの制度化に向け、さらに検討を深められるべきである。その際、Ⅱ ②制度の概要で示している子ども・子育て支援等分科会での議論の内容も参考とすべきである。

・ 保育者のやりがいや緊張感にも留意した検証

- 本検討会においては、構成員から、一時預かり事業実施事業所では、一般の保育所に比べて緊張・ストレスを感じている時間帯が多い傾向であるが、職員はネガティブな感情を持っているわけではなく、非常にやりがいを持っているものの、心身の緊張が多い、との一部の調査が報告された。
- 試行的事業の中では、保育者のやりがいや緊張感にも留意した検証を行っていくことが求められることから、試行的事業においては、こども家庭庁によるアンケート調査などにより、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行うこととしており、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて更に検討が必要である。

・ こども誰でも通園制度において求められる専門性、人員配置

- 試行的事業においては、令和5年度のモデル事業と同じく、一時預かり事業の配置基準と同様とすることとしている。本検討会においては、専任の保育士を配置し、かつ勤務経験のある保育士の配置が望ましいとの意見があり、令和5年度のモデル事業や試行的事業の実施状況などを踏まえながら、人員配置について更に検討が必要である。
- 本検討会においては、保育士等、本事業に従事する者に対する研修の必要性について意見があった。既存の子育て支援員研修における「基本研修」＋「地域保育コース」や、家庭的保育者等研修における「基礎研修」などの研修受講なども効果的であるが、本事業実施に際してどのような専門性が必要なのか、更に検討が必要。

・ 一時預かり事業との関係

- 一時預かり事業との関係については、Ⅱで示している一時預かり事業とこども誰でも通園制度の相違点や、一時預かり事業が自治体における補助事業であること等を考え合わせた上で、こども誰でも通園制度を前提としつつ、一時預かり事業の運用をどのようにしていくのか、両者の関係をどのように整理していくか、について、試行的事業の実施も踏まえつつ、より検討が深められるべきである。

・ 利用者の利用可能枠

- 本検討会においては、複数の構成員から、こどもの慣れや育ちの観点から月当たりの利用時間はより長く設定すべきではないか、保育所の定員には空きが生じている地域もあるので自治体によって月当たりの利用時間を増やすことができるようにすべきではないか、との意見があった。一方、「月 10 時間」とする現案をもとに本格実施に向けて検証を重ねた上で、今後のより適した制度づくりを目指すことが望ましいのではないかと、利用を希望する者だけが利用するという制度ではなく、0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない全てのこどもに保障する制度であるということを見ると、まずは対象となる全てのこどもが利用できる仕組みとすることが最優先事項である、との意見もあった。
- こうした意見を踏まえると、全ての保育所等に通っていないこどもが利用できることを目的とする本制度の基本的考え方に照らして、どのようなことが可能なのか、全国的な給付制度とする中で自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのか、といった論点も含め、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて検討が深められるべきである。

・ 年齢ごとの関わり方の特徴と留意点

- Ⅲで示している0歳～2歳児の年齢ごとの関わり方と留意点について、試行的事業の状況や、保育所保育指針等の記載も踏まえて内容を深めていく必要がある。

・ 施設・事業類型ごとの事業実施イメージ

- こども誰でも通園制度については、様々な事業者に参加いただくことを考えている。
- 試行的事業においては、施設・事業類型によって様々な対応が考えられる中で、試行的事業の実施状況などを踏まえながら、施設・事業類型ごとの事業実施イメージやそれぞれの実施の特徴などについて深めていく必要がある。

・ キャンセル料の取扱い

- 試行的事業においては、当日のキャンセルがあった場合、市町村から事業者への支払いの対象とすることも可能としつつ、支払いの対象とする場合には、予定していた利用者の利用可能時間についても、利用したものとみなすこととしているが、利用キャンセルの取り扱いについては、きょうだい・多胎児の利用などの場合に特に留意が必要であるため、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて更に検討が必要である。

・ 高リスク家庭の利用における支援

- 試行的事業においては、低所得者世帯や、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯等の保護者負担額を補助することとしているが、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて更に検討が必要である。

・ 障害のあるこどもを受け入れる体制の整備

- 現行の一時預かり事業では、補助基準上、障害のあるこどもを受け入れる場合に加算が設けられており、こうした仕組みも参考に、障害のあるこどもを受け入れる体制の整備について、試行的事業においては、障害のあるこどもを受け入れる場合の加算を設けることとしているが、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて更に検討が必要である。
- 事業実施に当たっては、以下の点も整理していく。
 - ① 児童発達支援事業所の人員配置基準と、こども誰でも通園制度の想定している人員配置基準の両者をそれぞれ満たした職員配置とすることを前提とすれば、余裕活用型・一般型いずれであっても実施可能か。
 - ② インクルーシブの観点から、既に保育所等と児童発達支援事業所の間で認めているように、人員の交流や設備の共用は認めていくべきではないか。
 - ③ なお、児童発達支援センター等において、こども誰でも通園制度を実施するに当たっては、地域における児童発達支援のニーズや資源の状況等も踏まえながら、障害児の支援に支障がないように留意して実施することが必要である。
- こども誰でも通園制度は通園を前提とした仕組みとして給付化するものであるが、外出することが難しい障害のあるこどももいることも考慮しながら検討する必要がある。一方で、こども誰でも通園制度において、居宅訪問型の事業形態を含めることについては、①「家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる」「こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がい

る場で、同じ年頃の子ども達が触れ合いながら、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて成長できる」といった制度の意義との関係で、居宅での支援をどう位置づけることができるか、②障害児に対する支援として既に給付の対象となっている居宅訪問型児童発達支援や障害児居宅介護といった既存事業との関係がどのように整理できるのか、③現行の一時預かり事業の中では「居宅訪問型」の類型を設けており引き続き一時預かり事業の中で実施することは可能であること、等を踏まえた上で、十分な検討が必要である。

VI おわりに

- こども誰でも通園制度は、政府において、こども、子育て政策の抜本的強化を検討される過程の中で、0～2歳児の約6割を占める保育所等に通っていないこどもを含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、就労要件を問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することが強く求められ、令和5年6月、「こども未来戦略方針」においてその創設が打ち出されたものである。

Ⅱで示しているとおり、こども基本法には、全てのこどもの権利を守ることが基本理念として定められており、保育所等に通っていないこどもを含め、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは、こども基本法の基本理念を反映する意味でも極めて重要である。

こうしたことから、こども誰でも通園制度は、こども基本法の基本的な考え方である「こどもまんなか」を体現するものでなければならない。

- こども誰でも通園制度の試行的事業を実施する事業者、地方公共団体においては、本中間取りまとめで整理している制度の意義や「こどもまんなか」を念頭に、事業を実施していくことが求められる。

- 本中間取りまとめでは、制度の本格実施に向けて、さらに整理が必要と考えられる事項について、Ⅴで整理しているところ、こども家庭庁においては、制度実施の在り方についてさらに検討する際にも、常に「こどもまんなか」の意識を持ち、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するという視点から、検討を深めていくべきである。

また、こども誰でも通園制度は非常に意義ある事業である一方で、こども誰でも通園制度を支える現場の保育者に対して事業の意義ややりがいを丁寧に伝えること、不安に寄り添うことが求められ、こども誰でも通園制度を支える保育者自身が、やりがいを十分感じられるような環境を整備することが重要である。

さらに、保育人材の確保が課題となっているところ、Ⅲで示しているとおり、試行的事業においては一時預かり事業の配置基準と同様とすることとしているが、配置基準について更に検討を行うとともに、保育人材の確保及び育成に対する支援を充実・強化すべきである。

- また、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）においては、
 - ・ 2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業

として制度化し、実施自治体の増加を図る

- ・ 2026 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度（仮称）」を実施する（※）
- こととしており、2026 年度までに、各地方公共団体においては、こども家庭庁と連携しながら、
- ・ 必要整備量の推計
 - ・ こども誰でも通園制度を実施する事業所の検討や実施に向けた事業所との調整
 - ・ 提供体制の確保や施設整備、整備計画の策定
- 等について、検討を進めていくべきである。

（※） 人材確保などの課題があり、令和 8 年度から国が定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、国が定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置を設ける（令和 8・9 年度の 2 年間の経過措置）。

- 最後に、本中間取りまとめは、本格実施を見据えた試行的事業の実施に向けた試行的事業実施の在り方を整理したものであり、本中間取りまとめをもって、本検討会の目的は果たしたところであるが、こども家庭庁は、令和 5 年度内に、こども誰でも通園制度に関する最新の検討状況について本検討会に報告することとし、必要に応じて本中間取りまとめに修正を行うこととする（これをもって「取りまとめ」とする）。

なお、こども誰でも通園制度の検討に当たっては、特に現場の意見を丁寧に伺いながら検討していくことが重要であることから、こども家庭庁は、引き続き、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、地方公共団体と意見交換や議論を重ねながら検討していくべきである。

(別紙)

「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた
試行的事業実施の在り方に関する検討会」構成員名簿
(五十音順、敬称略)

秋田 喜代美 学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
内野 光裕 全日本私立幼稚園連合会副会長
学校法人内野学園清瀬ゆりかご幼稚園理事長
王寺 直子 NPO 法人全国認定こども園協会代表理事
社会福祉法人浄元福社会理事長
大川 秀子 栃木市長
尾木 まり 有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
奥山 千鶴子 NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
認定 NPO 法人びーのびーの理事長
小野 敏伸 福岡市こども未来局子育て支援部運営支援課長
(保育機能強化推進担当)
菊地 加奈子 社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表
特定社会保険労務士
北川 聡子 社会福祉法人麦の子会理事長
倉石 哲也 武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
駒崎 弘樹 NPO 法人全国小規模保育協議会理事
認定 NPO 法人フローレンス会長
志賀口 大輔 社会福祉法人日本保育協会前青年部長
社会福祉法人和光会なごみこども園園長
竹原 健二 国立成育医療研究センター研究所政策科学研究部・部長
成育こどもシンクタンク戦略支援室・副室長
原田 樹 七尾市健康福祉部子育て支援課長
堀 科 東京家政大学 准教授
万井 勝徳 高槻市子ども未来部長
水嶋 昌子 NPO 法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
みずしま保育室施設長
山内 将 松戸市子ども部参事監兼保育課長

(オブザーバー)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課